

令和3年12月10日

令和3年

上毛町農業委員会12月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会 12月期定例総会議事録

1.日 時 令和3年12月10日（金） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 21名 欠席委員 1名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和雄	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	欠
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 ○
林 充彦 ○
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第68号 非農地判断の決定について

- 5.その他
- ・農業振興に係る意見書・事業提案書について
 - ・福岡県農業委員会研修大会について
 - ・農業者の方を対象とした収入保険について
 - ・毎月の活動報告について
 - ・次回定例総会について

会議の経過

令和3年12月10日(金)午前9時00分開会

議長

皆さん、おはようございます。

本日は、農業委員会12月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

本日は小川委員から欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので只今から12月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席9番今瀬委員、議席10番久保委員を指名いたします。

宜しくお願いします。

それでは議案の審議に入ります。

議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

はじめに、本日総会終了後にB分類農地の現地確認を行います。

久保委員、山本委員、水嶋委員、福田委員は総会終了後に役場駐車場に集合をお願いします。

それでは資料の2ページをお願いします。

議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権28件、使用貸借権5件でございます。

まず、賃貸借権分ですが、

期間は1年、3年、5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が41,633㎡、畑2,429㎡です。

筆数は28筆で貸し手13名、借り手9名となっております。

賃借料でございますが、現金では反当り7,000円から30,590円となっております。

現物では22kgから60kgとなっております。

なお、現金の30,590円は●●●の●●●●です。

次に使用貸借権分ですが、期間は10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が5,019㎡です。

筆数は5筆で貸し手2名、借り手2名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

また、5ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第65号については原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、

議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の6ページをお願いします。

議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字尻高941番、地目は田で面積は計1,530㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、

所有権の移転を受ける方は、大字宇野の●●さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は8、9ページのとおりです。

申請農地は大字尻高の整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第66号については原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、

議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の10ページをお願いします。
議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。
契約の種類は売買で、申請農地は大字安雲393番5ほか2筆、地目は畑で面積は計420㎡です。
譲り渡し人は宗像市の●●さん、大字安雲の●●さんで、譲受人は、吉富町の●●さんご夫婦です。
理由としては、一般住宅建築用地確保のためです。
一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われま。附近農地に対する被害の有無については、隣接農地及び水利関係者の承諾を得ております。
農地の区分は、他の農地区分に該当しない第2種農地ですが周辺地域に居住する方の日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可可能と判断します。
位置図・箇所図は11、12ページのとおりです。
申請農地は大字安雲の県道沿いに位置します。
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については緒方委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

緒方委員 事務局説明のとおり了解しました。ただひとつ勉強不足で聞きたいのですが転用申請者がお二人なのはなぜですか。

事務局 土地の売買自体が夫婦それぞれ持分をとった場合で、●●●が3分の1、●●●が3分の2名義で土地の所有を得るという事で、転用申請も連名での申請という事です。

緒方委員 最初から財産分与という形で連名にしたのですね。
一人でもいいですよ。

事務局 例えばすべて奥様名義ということであれば一人でいいです。
譲受人が一人ならお一人の申請になります。

緒方委員 分かりました。

議長 他にないですか。

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第67号については原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、

議案第68号 非農地判断の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の13ページをお願いします。

議案第68号 非農地判断の決定についてでございます。

10月に引き続いて、再生利用が困難とされているB分類農地について5名の委員の方と現地確認を実施しましたので、結果を報告させていただきます。

大字東上において9筆について、11月10日に横山委員、奥野委員、緒方委員、福田委員、木下委員と事務局にて現地確認しました。

14ページは東上1546番1ですが、15ページの写真のとおり維持管理されており、農地と判断します。

16ページは東上1793番ですが、17ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

18ページは東上1849番2ですが、19ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

20ページは東上1978番ですが、21ページの写真のとおり維持管理されており農地と判断します。

22ページは東上2161番ですが、23ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

24ページは東上2162番ですが、25ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

26ページは東上3113番ですが、27ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

28ページは東上3132番1ですが、29ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

30ページは東上3171番ですが、31ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

以上、9筆のうち2筆は農地に戻し、7筆は非農地と判断しましたので、総会の議決を求めます。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、農業委員3名と、最適化推進員2名にて現地確認をしていますので、

代表して横山委員より意見を求めます。

横山委員 事務局の説明のとおり、現地を確認した結果2筆は農地へ7筆は再生不可能と判断しました。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第68号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について事務局から4件申し上げます。

はじめに、農業振興に係る意見書・事業提案書についてでございます。

お知らせしたとおり、農業委員会は農業者が抱える課題や要望をまとめて、町に意見を提出するよう取り組むこととされております。

今回提案頂いた内容につきましては、産業振興課で検討させていただき、来年度予算要望や、内容によっては皆様と検討の上で、再来年度予算要望へ活かしていきたいと考えております。

本日まだご提出いただいていない場合は、来週早々に事務局までお持ちくださいますようお願いいたします。

2件目ですが、福岡県農業委員会研修会大会について申し上げます。

別紙の開催要領のとおり、今年度は来年1月14日に開催する旨案内がありました。

当委員会は、新型コロナウイルスの影響を考慮し、昨年度から参加を見送っています。事務局としては、今回はまだ参加を見合わせたいと考えてますがいかがでしょうか。

(委員賛成)

3件目ですが、農業者の方を対象とした収入保険について、福岡県農業共済組合からのチラシをお配りしています。

詳しくはチラシをご覧ください。

最後に4件目ですが、毎月の活動をご報告いただいているところです。

活動日数に応じた国からの補助金額の根拠にもなりますので、12月から3月9日までの間に、毎月1日は農地パトロールを実施して受け持ちの地区の

農地の把握をしていただきますようお願いいたします。

ぜひとも毎月1日、3ヶ月はお願いいたします。

最低3日は活動をお願いいたします。

最後に、12月3日の全国農業新聞に青島委員が紹介されていますので、ぜひ目をとおして下さい。

次回、1月期の定例総会は 1月11日(火)を予定しております。

なお、総会後の農地現地確認は上唐原です。

参加いただくのは、今瀬委員、久保委員、志摩委員、久元委員です。

宜しくお願いいたします。

この後久保委員、山本委員、水嶋委員、福田委員は役場駐車場に集合をお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 委員の方から何かありましたらお願いいたします。

水嶋委員 中間管理事業で農地を貸し借りする場合、金額は1反いくらですか。

事務局 貸し手の希望を聞き、借り受け予定者にその単価で良いか聞きますが、貸し手の希望通りの単価で契約できない場合もあります。

その場合はもう一度双方の意向を確認して単価を決めます。

議長 よろしいでしょうか。他にないでしょうか
それではこれで12月期定例総会を終了します。

令和3年12月10日 午前9時40分閉会